

株式等の振替に関する業務規程の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程（平成20年8月15日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（発行者による情報提供請求） 第156条（略）</p> <p>2 前項の請求により提供される情報は、次の各号に掲げるものに区分する。 （1）機構及び請求取次先機関（次条第3項に規定する請求取次先機関をいう。）が備える振替口座簿、特別株主管理簿（特別株主管理簿に準ずる帳簿を含む。次号において同じ。）、信託財産名義管理簿及び反対株主管理簿に記載又は記録がされている事項に係るもの（以下この節において「全部情報」という。） （2）機構及び請求取次先機関（第158条第3項に規定する請求取次先機関をいう。）が備える振替口座簿、特別株主管理簿、信託財産名義管理簿及び反対株主管理簿に記載又は記録がされている事項（規則で定める事項を除く。）に係るもの（以下この節において「部分情報」という。）</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（発行者による情報提供請求） 第156条（略）</p> <p>2 前項の請求により提供される情報は、次の各号に掲げるものに区分する。 （1）機構及び請求取次先機関（次条第3項に定める請求取次先機関をいう。）が備える振替口座簿、特別株主管理簿（特別株主管理簿に準ずる帳簿を含む。次号において同じ。）、信託財産名義管理簿及び反対株主管理簿に記載又は記録がされている事項に係るもの（以下この節において「全部情報」という。） （2）機構及び請求取次先機関（第158条第3項に規定する請求取次先機関をいう。）が備える振替口座簿、特別株主管理簿、信託財産名義管理簿及び反対株主管理簿に記載又は記録がされている事項（規則で定める事項を除く。）に係るもの（以下この節において「部分情報」という。）</p> <p>3・4（略）</p>
<p>（発行者による情報提供請求） 第285条の63（略）</p> <p>2 前項の請求により提供される情報は、次の各号に掲げるものに区分する。 （1）機構及び請求取次先機関（次条第3項に規定する請求取次先機関をいう。）が備える振替口座簿、特別受益者管理簿（特別受益者管理簿に準ずる帳簿を含む。次号において同じ。）及び信託財産名義管理簿に記載又は</p>	<p>（発行者による情報提供請求） 第285条の63（略）</p> <p>2 前項の請求により提供される情報は、次の各号に掲げるものに区分する。 （1）機構及び請求取次先機関（次条第3項に定める請求取次先機関をいう。）が備える振替口座簿、特別受益者管理簿（特別受益者管理簿に準ずる帳簿を含む。次号において同じ。）及び信託財産名義管理簿に記載又は記録が</p>

新	旧
<p>記録がされている事項に係るもの（以下この節において「全部情報」という。）</p> <p>（2）機構及び請求取次先機関（第285条の65第3項に規定する請求取次先機関をいう。）が備える振替口座簿、特別受益者管理簿及び信託財産名義管理簿に記載又は記録がされている事項（規則で定める事項を除く。）に係るもの（以下この節において「部分情報」という。）</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（共通番号情報の安全を確保するための措置）</p> <p>第287条の3 振替機関等は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第11号に規定する特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講ずることとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>されている事項に係るもの（以下この節において「全部情報」という。）</p> <p>（2）機構及び請求取次先機関（第285条の65第3項に規定する請求取次機関をいう。）が備える振替口座簿、特別受益者管理簿及び信託財産名義管理簿に記載又は記録がされている事項（規則で定める事項を除く。）に係るもの（以下この節において「部分情報」という。）</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（共通番号情報の安全を確保するための措置）</p> <p>第287条の3 振替機関等は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第10号に規定する特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講ずることとする。</p> <p>2 （略）</p>

2. 附則

この改正規定は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

以上